

## 第1号議案

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会  
定款の一部改正（案）について

## 1 決議事項

令和元年 6 月 14 日「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、社会福祉士及び介護福祉士法 第三条第 1 項（欠格事由）第三条第 1 項 心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものと改正された。これに伴い、本会会員の資格喪失については、現行の「第 10 条 2 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき」を「心身の故障により社会福祉士の業務を適正に行うことができないとき」と改正する。

次に、実際の具体的な懲戒の手順については規程で定めはいるが、定款の中に懲戒処分の項目が定められていないため、第 9 条の除名に関する規定を「懲戒」と改正する。

また、第 5 条に規定している「社会福祉士の倫理綱領」の定義をより一層高めるために、『公益社団法人日本社会福祉士会が採択した「社会福祉士の倫理綱領」(以下「倫理綱領」という。)]』とするとともに、第 28 条の 5 に規定のある役員の内任期については、第 21 条から第 23 条に修正する。

### 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 定款 新旧対照表

改正後	改正前
(種別) 第 5 条 本会には、以下の会員を置く。 (1) 正会員 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和 62 年法律第 30 号) (以下「社会福祉士法」という。) 第 28 条の規定により社会福祉士として社会福祉士登録簿に登録されている者であり、かつ、兵庫県内に住所又は勤務先を有し、 <u>公益社団法人日本社会福祉士会が採択した「社会福祉士の倫理綱領」(以下「倫理綱領」という。)を遵守することを誓約し、</u> 本会の目的に賛同して入会した者。	(種別) 第 5 条 本会には、以下の会員を置く。 (1) 正会員 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和 62 年法律第 30 号) (以下「社会福祉士法」という。) 第 28 条の規定により社会福祉士として社会福祉士登録簿に登録されている者であり、かつ、兵庫県内に住所又は勤務先を有し、 <u>社会福祉士の倫理綱領を遵守し、</u> 本会の目的に賛同して入会した者。

<p><u>(懲戒)</u></p> <p><u>第 9 条 本会の正会員が次の各号の一に該当する場合には、別に定める手続きに従って、会長が理事会の決議を経て、懲戒することができる。</u></p> <p><u>(1) 法令又は本会の定款若しくは規則等に違反したとき</u></p> <p><u>(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき</u></p> <p><u>(3) その他懲戒すべき正当な事由があるとき</u></p> <p><u>2 懲戒は次の 3 種とする。</u></p> <p><u>(1) 嚴重注意</u></p> <p><u>(2) 戒告</u></p> <p><u>(3) 除名</u></p> <p><u>3 前項第 3 号により会員を除名する場合は、総会の決議によって除名することができる。また、その会員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除する旨の通知をなし、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</u></p> <p><u>4 本会の準会員又は賛助会員が、前項の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって除名することができる。この場合はその会員に対し、理事会の 1 週間前までに、理由を付して除する旨の通知をなし、理事会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</u></p>	<p><u>(除名)</u></p> <p><u>第 9 条 本会の正会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除する旨の通知をなし、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき</u></p> <p><u>(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき</u></p> <p><u>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき</u></p> <p><u>2 本会の準会員又は賛助会員が、前項の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって除名することができる。この場合はその会員に対し、理事会の 1 週間前までに、理由を付して除する旨の通知をなし、理事会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</u></p>
<p><u>(会員の資格喪失)</u></p> <p><u>第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</u></p> <p><u>(1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき</u></p> <p><u>(2) <u>心身の故障により社会福祉士の業務を適正に行うことができないとき</u></u></p> <p>以下略</p>	<p><u>(会員の資格喪失)</u></p> <p><u>第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</u></p> <p><u>(1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき</u></p> <p><u>(2) <u>後見開始または保佐開始の審判を受けたとき</u></u></p> <p>以下略</p>

<p><b>第28条</b> 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、再任は、連続して4期を超えることはできない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、再任は、連続して4期を超えることはできない。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。</p> <p>4 増員により選任された理事又は監事の任期は、それぞれ、他の理事又は監事の任期の満了するときまでとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が2年に足りないときは、第2項によるものとする。</p> <p>5 理事又は監事は、<a href="#">第23条</a>に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	<p><b>第28条</b> 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、再任は、連続して4期を超えることはできない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、再任は、連続して4期を超えることはできない。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。</p> <p>4 増員により選任された理事又は監事の任期は、それぞれ、他の理事又は監事の任期の満了するときまでとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が2年に足りないときは、第2項によるものとする。</p> <p>5 理事又は監事は、<a href="#">第21条</a>に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>
---	---

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神戸市に置く。

### (目的)

第3条 本会は、社会福祉の援助を必要とする兵庫県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及、啓発を行うとともに、会員及び社会福祉事業に携わる専門職員に対する相互の支援、技能の研鑽等を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって兵庫県民の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利の擁護に関する事業
- (2) 県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業
- (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (4) 社会福祉士等の資格取得の支援に関する事業
- (5) 相談援助従事者の養成及び技術の研鑽に関する事業
- (6) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (7) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、兵庫県において行うものとする。

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 本会には、以下の会員を置く。

- (1) 正会員 「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）（以下「社会福祉士法」という。）第28条の規定により社会福祉士として社会福祉士登録簿に登録されている者であり、かつ、兵庫県内に住所又は勤務先を有し、公益社団法人日本社会福祉士会が採択した「社会福祉士の倫理綱領」（以下「倫理綱領」という。）を遵守することを誓約し、本会の目的に賛同して入会した者。

(2) 準会員 次に掲げる者で、兵庫県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望する者

(ア) 社会福祉士養成施設等に在籍中の者及び福祉系4年制大学等において社会福祉士受験資格を取得中の者

(イ) 社会福祉士試験の受験資格を有する者

(ウ) 社会福祉士試験に合格した者であって、社会福祉士登録簿に登録をしていない者

(エ) その他本会が特に入会を認めた者

(3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「一般社団・財団法人法」という。）に関する法律上の社員とする。

#### （会員の資格取得）

**第6条** 本会の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会において可否を決定し、会長が本人に通知をするものとする。

#### （経費の負担）

**第7条** 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会の決議において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

#### （退会）

**第8条** 本会の会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

(1) 苦情を申立てられ、理事会等で会員としての身分について審議中の者

(2) 本会から推薦を受け、成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者

(3) その他会長が退会を認めることが不相当と判断する者

#### （懲戒）

**第9条** 本会の正会員が次の各号の一に該当する場合には、別に定める手続きに従って、会長が理事会の決議を経て、懲戒することができる。

(1) 法令又は本会の定款若しくは規則等に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他懲戒すべき正当な事由があるとき

2 懲戒は次の3種とする。

(1) 厳重注意

(2) 戒告

(3) 除名

3 前項第3号により会員を除名する場合は、総会の決議によって除名することができる。また、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除する旨の通知をなし、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

4 本会の準会員又は賛助会員が、前項の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって除名することができる。この場合はその会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除する旨の通知をなし、理事会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会員の資格喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 心身の故障により社会福祉士の業務を適正に行うことができないとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失跡の宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 社会福祉士法第32条又は第33条により、社会福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき
- (5) 総正会員の同意があるとき

#### (資格喪失に伴う権利及び義務)

**第11条** 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品については、その事由の如何にかかわらず、これを返還しない。
- 3 資格を喪失した正会員は、一般社団・財団法人法上の社員としての地位を失う。

#### (会員名簿)

**第12条** 本会は、会員の氏名または名称及び住所、勤務先を記載した会員名簿を作成し、本会の事務所に備え置くものとする。

- 2 本会の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が本会に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 総会

#### (構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (4) 事業報告の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲渡受け
- (8) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (9) 正会員の除名
- (10) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡、及び残余財産の処分
- (11) 理事会において、総会に付議した事項
- (12) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、毎年3月及び必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

#### (議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

#### (議決権)



**第18条** 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

**(決議)**

**第19条** 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 正会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

**(議決権の代理行使) (書面による議決権行使)**

**第20条** 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

**(議決権の代理行使)**

**第21条** 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第19条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

2 前項の規定に基づき代理人が議決権行使する場合は、代理人の自由な意思に基づいて代理権を行使することができる。ただし、会長に委任された代理権の行使は、総会の総意を最大限に尊重するものとする。

**(議事録)**

**第22条** 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

**(役員)**

**第23条** 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上17名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長とし、若干名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

#### (役員を選任)

**第24条** 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名する。
- 4 役員を選任に関する事項は、規則で定める。

#### (理事の職務)

**第25条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表してその業務を執行し、副会長は会長を補佐する。
- 3 会長、副会長の権限は、理事会が別に定める規定による。

#### (監事の職務)

**第26条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員を解任)

**第27条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

#### (役員任期)

**第28条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、再任は、連続して4期を超えることはできない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、再任は、連続して4期を超えることはできない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

- 4 増員により選任された理事又は監事の任期は、それぞれ、他の理事又は監事の任期の満了するときまでとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が2年に足りないときは、第2項によるものとする。
- 5 理事又は監事は、[第23条](#)に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (報酬等)

**第29条** 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (取引の制限)

**第30条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前二項の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

#### (損害賠償責任の免除)

**第31条** 本会は、一般社団法人・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

#### (顧問及び相談役)

**第32条** 本会は、任意の機関として、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議し会長が委嘱する。なお、顧問は正会員以外の者に委嘱し、相談役は本会の役員経験者に委嘱するものとする。
- 4 顧問の報酬は、理事会が別に定める報酬基準によるものとする。

## 第5章 理事会

### (理事会の設置)

**第33条** 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### (権限)

**第34条** 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

### (招集)

**第35条** 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

**第36条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

**第37条** 会長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

### (議事録)

**第38条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (事業年度)

**第39条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**(事業計画及び収支予算)**

**第40条** 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類について、変更する場合は、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

**(暫定事業計画及び暫定収支予算)**

**第41条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類が成立しないときは、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

**(事業報告及び決算)**

**第42条** 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

**(剰余金の処分制限)**

**第43条** 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、前条に関わらず、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第45条 本会に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会において定める。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第46条 本会に、第4条各号に定める事業を実施するため、理事会はその決議により、必要に応じて、委員会を設置することができる。

2 委員会は、本会の事業計画に基づき、第4条の各号の専門的事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の役職者は、理事会において選任及び解任する。

4 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 地区ブロック

(地区ブロックの設置)

第47条 本会に、第4条各号に定める事業を実施するため、理事会はその決議により、必要に応じて、市区町及び複数市区町を単位として、地区ブロックを設置することができる。

2 地区ブロックは、地区ブロック内の区域内において、本会の事業計画に基づき、第4条各号の専門的事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 地区ブロックの役職者は、理事会において選任及び解任する。

4 地区ブロックの設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第11章 公告方法

### (公告の方法)

第50条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第51条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (個人情報の保護)

第52条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第13章 附則

### (最初の事業年度)

第53条 本会の最初の事業年度は、法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

### (設立時社員)

第54条 本会の設立時社員は、以下のとおりとする。

設立時社員

氏名 岡田 誠

住所 (省略)

設立時社員

氏名 岡本 和久

住所 (省略)

設立時社員

氏名 中川 和子

住所 (省略)

設立時社員

氏名 重野 妙実

住所 (省略)

設立時社員

氏名 福田 崇徳

住所 (省略)

設立時社員

氏名 土谷 長子

住所 (省略)

設立時社員

氏名 中山 貴之  
住所 (省略)

設立時社員

氏名 土屋 博子  
住所 (省略)

設立時社員

氏名 泉 房穂  
住所 (省略)

設立時社員

氏名 藤原 広巳  
住所 (省略)

設立時社員

氏名 井土 睦雄  
住所 (省略)

設立時社員

氏名 谷田 芳浩  
住所 (省略)

設立時社員

氏名 上田 晴男  
住所 (省略)

設立時社員

氏名 三木 一子  
住所 (省略)

設立時社員

氏名 橋本 喜代美  
住所 (省略)

設立時社員

氏名 前嶋 弘  
住所 (省略)

設立時社員

氏名 吉廣 貞美  
住所 (省略)

#### (設立時役員及び任期)

第55条 本会の設立時役員は、以下のとおりとする。

代表理事 (会長)

氏名 岡田 誠  
住所 (省略)

理事

氏名 重野 妙実  
住所 (省略)

理事

氏名 岡本 和久  
住所 (省略)

理事

氏名 福田 崇徳  
住所 (省略)

理事

氏名 中川 和子

理事

氏名 土谷 長子



住所 (省略)  
理事  
氏名 中山 貴之  
住所 (省略)

理事  
氏名 泉 房穂  
住所 (省略)

理事  
氏名 井土 睦雄  
住所 (省略)

理事  
氏名 上田 晴男  
住所 (省略)

理事  
氏名 橋本 喜代美  
住所 (省略)

監事  
氏名 吉廣 貞美  
住所 (省略)

住所 (省略)  
理事  
氏名 土屋 博子  
住所 (省略)

理事  
氏名 藤原 広巳  
住所 (省略)

理事  
氏名 谷田 芳浩  
住所 (省略)

理事  
氏名 三木 一子  
住所 (省略)

監事  
氏名 前嶋 弘  
住所 (省略)

2 前項の設立時役員任期は、第28条の規定に関わらず、就任後、1年以内に開催される定時総会の終結のときまでとする。

**(定款に定めがない事項)**

**第56条** この定款に定めがない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」その他の法令の定めるところによる。

**附 則**

2011年6月11日改正。

**附 則**

1. 第57条 第28条第2項中、監事の任期に関する変更は、平成23年度決算に係る定

時総会終結後よりこれを適用する。なお、本附則は同変更の効力発生をもってこれを削除する。

2. 第58条 第28条第1項但書及び同条第2項但書の規定は、平成25年度決算に係る定時総会以後に選任された理事及び監事からこれを適用する。なお、本附則は同変更の効力発生をもってこれを削除する。

#### 附 則

この規則は、2012年3月20日より施行する。

#### 附 則

この規則は、2013年6月8日より施行する。

#### 附 則

この規則は、2015年6月27日より施行する。

#### 附 則

この規則は、2022年6月25日より施行する。